

千葉県 の 監査

—令和元年度版—

千葉県監査委員

この冊子は、定期監査・決算審査・基金運用状況審査・健全化判断比率等審査については令和元年度会計を対象とした監査等の結果を、財政的援助団体等監査については平成30年度会計を対象とした監査の結果を、その他の監査についてはおおむね令和元年度に行った監査等の結果を中心に作成しました。

千葉県の監査—令和元年度版— 目次

第1 監査等の概要

1 監査等の基本方針	1
2 監査等の対象	1

第2 監査等の結果

I 定期監査	3
II 行政監査	8
III 財政的援助団体等監査	9
IV 例月出納検査	11
V 決算審査	12
VI 基金運用状況審査	23
VII 健全化判断比率等審査	24
VIII 住民監査請求	26
IX 外部監査	27

【資料】

1 監査委員	28
2 令和元年度監査計画	29

(計画期間：令和元年9月～令和2年8月)

第1 監査等の概要

1 基本方針

今後の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を実施方針に基づき行う。

監査の実施に当たっては、合规性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から積極的かつ経年的に検証するとともに、外部監査や行政監査の結果にも留意する。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

2 監査等の対象

令和元年度監査計画に基づき監査委員が実施した監査等は、次のとおりである。

区分	内 容	監査対象機関等
定期監査	令和元年度会計を対象として、県の財務に関する事務その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、及び経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の本庁、出先機関（各種委員会等を含む）の全て、484 機関
行政監査	令和元年度は、「民間企業等との連携協定について」をテーマとし、令和2年度に渡り監査を実施している。	平成30年度末で有効な連携協定を対象に監査対象機関を選定
財政的援助団体等監査	県が財政的援助、出資若しくは支払保証を与えている団体及び県が受益権を有する不動産信託の受託者又は公の施設に係る指定管理者に対し、平成30年度会計を対象として当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適切かつ効率的に行われているかについて監査した。	県の出資率が25%以上の出資法人、県の補助金が3億円以上の私立高等学校、県の補助金が5千万円以上の団体及び指定管理料が5千万円以上の指定管理者、94団体のうち49団体
例月出納検査	毎月の収入又は支出が適正に行われているかを中心に、現金及び預金の出納業務について総括的に検査した。	普通会計、公営企業会計、基金における現金及び預金の出納
決算審査	令和元年度会計に係る決算書その他の関係諸表に基づく計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、経営活動は経済性、公共性を発揮しているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
基金運用状況審査	特定目的のために定額の資金を運用するために設けた基金について、その運用が適正に行われているかを審査した。	土地開発基金、美術品等取得基金
健全化判断比率等審査	令和元年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、算定が適正に行われているかについて審査した。	普通会計決算、公営企業会計決算
住民監査請求	知事等について、違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実があるとして、住民から監査を求められたものについて監査を行った。	請求件数： 6件 (うち監査実施件数 : 2件)

【注】 監査等の結果の処理

監査等（住民監査請求に基づく監査を除く。以下同じ。）の結果は、次の区分及び基準に従い処理を行っている。

（１） 区分

ア 監査

（ア） 指摘事項

（イ） 注意事項

（ウ） 指導事項

イ 検査

（ア） 指摘事項

（イ） 注意事項

ウ 審査

（ア） 改善すべき事項

（イ） 留意すべき事項

（２） 基準

ア 指摘事項

（ア） 法令等の重大な違反や不正な行為があった場合その他著しく適正を欠くと認められる場合

（イ） 経済性、効率性及び有効性の観点から著しく不適切又は不合理であると認められる場合

（ウ） 前回の監査において注意事項とした事項について改善の効果が認められない場合

イ 注意事項

（ア） 法令等の違反があった場合その他適正を欠くと認められる場合

（イ） 経済性、効率性及び有効性の観点から不適切又は不合理であると認められる場合

（ウ） 前回の監査において指導事項とした事項について改善の効果が認められない場合

ウ 指導事項

（ア） 事務処理等について適正を欠くものがあると認められるもののその内容が軽微である場合

（イ） 事務処理等について違法ではないものの改善することにより適正な事務の執行が図られると認められる場合

エ 改善すべき事項

指摘事項に準ずる。

オ 留意すべき事項

注意事項に準ずる。

第2 監査等の結果

I 定期監査

1 監査の実施状況

(1) 令和元年度の県における事務や事業の執行全般を対象として、合规性、正確性、経済性、効率性及び有効性の視点から監査を実施した。

また、監査を効果的に実施するため、令和元年度は、普通会計及び公営企業会計ともに、重点監査事項に重点を置いて実施した。

ア 重点監査事項

(ア) 適正な財務事務の執行について

a 普通会計

- ・収入未済について
- ・契約事務について
- ・公共事業の執行について
- ・財産について

b 公営企業会計

- ・収入未済について
- ・契約事務について
- ・工事の執行について
- ・財産について

(イ) 内部統制について

(2) 監査の実施時期

令和元年9月から令和2年8月

(3) 監査対象は令和元年度会計に係る事務・事業とし、監査対象機関は、平成31年4月1日現在の484機関の全てとした。

区 分		監査計画数	監 査 実 施 機 関 数		
			実地監査	書面監査	計
普通会計	本 庁	108	108	—	108
	出先機関	340	118	222	340
	計	448	226	222	448
企公 営 企業 会計	本 庁	13	13	—	13
	出先機関	23	14 ※	9 ※	23
	計	36	27	9	36
合 計	本 庁	121	121	—	121
	出先機関	363	132	231	363
	計	484	253	231	484

※コロナ感染症対応で1機関を実地監査から書面監査に変更したため監査計画とは異なる。

2 指摘事項等の件数

区 分		監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
			指摘事項	注意事項	指導事項	意見
普通会計	本 庁	108	2	17	37	0
	出先機関	340	11	42	152	0
	計	448	13	59	189	0
公営企業会計	本 庁	13	1	3	2	0
	出先機関	23	3	8	21	0
	計	36	4	11	23	0
合 計	本 庁	121	3	20	39	0
	出先機関	363	14	50	173	0
	計	484	17	70	212	0

3 指摘事項等の概要

(1) 指摘事項

(普通会計) 13件

番号	項目	件数
1	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	3
2	工事に係る不適切な発注・契約手続について、再発防止を求めたもの	2
3	収入事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
4	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
5	工事の積算について、適正な事務手続を求めたもの	1
6	個人番号が記載された書類の紛失について、再発防止を求めたもの	1
7	自動車税の減免手続の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
8	給与システムのプログラムミスによる源泉所得税の過少について、適正な事務手続を求めたもの	1
9	定時制に係る会計の不適切な事務処理について、再発防止を求めたもの	1
10	児童虐待死亡事件について、再発防止を求めたもの	1

(企業会計) 4件

番号	項目	件数
1	前渡資金の精算手続の漏れ等について、適正な事務手続を求めたもの	1
2	工事に係る積算金額の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
3	支払遅延等について、適正な事務手続を求めたもの	2

(2) 注意事項

(普通会計) 59件

番号	項目	件数
1	収入未済の解消を求めたもの	24
2	個人情報に記載された書類の紛失等について、再発防止を求めたもの	6
3	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	6
4	不法占用されている財産について、適正な管理を求めたもの	5
5	収入事務について、適正な事務手続を求めたもの	4
6	委託等の積算について、適正な事務手続を求めたもの	4
7	支出事務について、適正な事務手続を求めたもの	3
8	児童扶養手当に係る控除の適用誤りについて、再発防止を求めたもの	2
9	収入事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
10	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	1
11	釣銭残高の過少について、再発防止を求めたもの	1
12	教員採用における免許状の未確認について、再発防止を求めたもの	1
13	入試出願事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	1

(企業会計) 11件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の遅延について、適正な事務手続を求めたもの	4
2	未収金の管理について、早期の債権回収への取組を求めたもの	1
3	収入調定伝票の起票漏れについて、適正な事務手続を求めたもの	1
4	水道料金の調定誤りについて、再発防止を求めたもの	1
5	契約事務について、適正な事務手続を求めたもの	1
6	専決区分等の誤りについて、適正な事務手続を求めたもの	1
7	過大支出等について、適正な事務手続を求めたもの	1
8	行政資産の管理について、適正な事務手続を求めたもの	1

(3) 指導事項

(普通会計) 189件

番号	項目	件数
1	支出負担行為の時期に係るもの	54
2	収入未済に係るもの	36
3	調定の時期に係るもの	29
4	収入事務に係るもの	17
5	財産等の管理に係るもの	16

6	支払の時期に係るもの	11
7	入試事務に係るもの	4
8	物品の管理に関するもの	4
9	契約事務に係るもの	3
10	入試出願事務に係るもの	3
11	支出事務に係るもの	2
12	工事の施工管理に係るもの	2
13	個人情報の管理に係るもの	2
14	生徒の成績処理等に係るもの	2
15	工事の積算に係るもの	1
16	文書の管理に係るもの	1
17	教科書の需要数報告に係るもの	1
18	部活動費の管理に係るもの	1

(企業会計) 23件

番号	項目	件数
1	財産の管理に係るもの	7
2	未収金に係るもの	4
3	契約事務に係るもの	4
4	労務管理に係るもの	3
5	収入事務に係るもの	2
6	支出事務に係るもの	1
7	予算執行に係るもの	1
8	帳簿管理に係るもの	1

<参考> 主な項目別処理区分

(普通会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
収入未済		24	36
調定の時期		2	29
その他の収入事務	1	4	17
支出負担行為の時期		1	54
契約事務	3	6	5
工事等の積算	1	4	1
その他の支出事務	3	3	13
財産の管理		5	16
個人情報等の紛失等	1	6	2
内部統制	1		
その他	3	4	16
計	13	59	189

(企業会計)

項目	指摘事項	注意事項	指導事項
調定の時期		2	2
未収金		1	4
支出事務	2	5	1
契約事務		1	4
工事等の積算	1		
財産の管理		1	7
労務管理			3
その他	1	1	2
計	4	11	23

II 行政監査

1 行政監査の実施状況

- (1) 行政監査は、地方自治法第 199 条第 2 項の規定により、県が行っている事務が法令、条例に定めるところに従い適正に執行されているかどうか、また、正確性、経済性、効率性及び有効性の確保がなされているかどうかについて監査を行うものである。

令和元年度は次のテーマとしたが、台風 15 号、19 号及び 10 月 25 日の大雨への対応のため、監査に対応困難な所属が多く発生したことから、令和 2 年度にわたり監査を実施している。

監査のテーマ：「民間企業等との連携協定について」

- (2) 監査の実施時期

令和元年 9 月から継続実施中（職員調査を含む。）

- (3) 選定理由

民間企業等との連携協定は、民間企業等の知識、ノウハウ等の活用手段として利用され、本県でも特定の分野又は幅広い分野において、民間企業等と相互に連携し、又は協力する協定を締結して、民間企業等と連携して施策の推進に取り組んでいる。

しかし、連携協定は、おおむね緩やかな協力関係を想定しているため、連携協定締結当初は締結を P R するものの、協定に基づく具体的な事業を行わせる実効性の確保が難しく、具体的な成果や継続的な取組に課題があると考えられる。

そこで、本県の連携協定の締結状況を把握し、連携協定による具体的な事業や効果があるのか、継続的な取組や連携協定を活用する仕組みがあるのかといった確認を通じて、連携協定制度の在り方を監査する。

Ⅲ 財政的援助団体等監査

1 監査の実施状況

(1) 平成 30 年度の財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施した。

また、出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認した。

(2) 監査の実施時期

令和元年 9 月から令和 2 年 3 月

(3) 監査対象は平成 30 年度会計における財政的援助等に係るものとし、また、監査対象団体は、①県の出資率が 25 パーセント以上の出資法人②県の補助金が 3 億円以上の私立高等学校③県の補助金が 5 千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）④指定管理料が 5 千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）とし、このうち 49 団体について監査を実施した。

区 分	監査対象 団体の数	監査実施団体の数		
		実地監査	書面監査	計
出資法人	32	19	13	32
私立高等学校	33	6	6	12
その他の援助 (補助) 団体	16	2	0	2
指定管理者	13	3	0	3
計	94	30	19	49

2 指摘事項等の概要

(1) 件数

区 分	監査実施数	指 摘 等 の 件 数			
		指摘事項	注意事項	指導事項	意見
出資法人	32	1	6	11	0
私立高等学校	12	0	0	0	0
その他の援助 (補助) 団体	2	0	0	0	0
指定管理者	3	0	0	1	0
計	49	1	6	12	0

(2) 主な事項

ア 指摘事項 1件

番号	項目	件数
1	経営状態の改善を求めたもの	1

イ 注意事項 6件

番号	項目	件数
1	未収金の早期回収を求めたもの	2
2	資産の運用について、適正な事務手続を求めたもの	1
3	職員給与の誤計算及び精算事務の遅延について、再発防止等を求めたもの	1
4	収入事務の誤りについて、再発防止を求めたもの	1
5	経営状態の改善を求めたもの	1

ウ 指導事項 12件

番号	項目	件数
1	会計処理に係るもの	3
2	固定資産の管理に係るもの	1
3	預り金の管理に係るもの	1
4	遊休資産の運用等に係るもの	1
5	決算報告書の記載不備に係るもの	1
6	契約事務に係るもの	1
7	物品の管理に係るもの	1
8	収入事務に係るもの	2
9	支出事務に係るもの	1

IV 例月出納検査

例月出納検査は、各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として実施する検査である。

検査対象は、会計管理者所管及び公営企業管理者所管の全ての会計及び基金であり、毎月1回計12回（実地検査1回、書面検査11回）実施し、いずれも適正であることを確認した。

V 決算審査

1 会計管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和元年度歳入歳出決算の審査対象は、次のとおりである。

令和元年度	千葉県一般会計
令和元年度	千葉県特別会計財政調整基金
令和元年度	千葉県特別会計県債管理事業
令和元年度	千葉県特別会計地方消費税清算
令和元年度	千葉県特別会計自動車税証紙
令和元年度	千葉県特別会計市町村振興資金
令和元年度	千葉県特別会計母子父子寡婦福祉資金
令和元年度	千葉県特別会計心身障害者扶養年金事業
令和元年度	千葉県特別会計国民健康保険事業
令和元年度	千葉県特別会計日本コンベンションセンター国際展示場事業
令和元年度	千葉県特別会計小規模企業者等設備導入資金
令和元年度	千葉県特別会計工業団地整備事業
令和元年度	千葉県特別会計就農支援資金
令和元年度	千葉県特別会計営林事業
令和元年度	千葉県特別会計林業・木材産業改善資金
令和元年度	千葉県特別会計沿岸漁業改善資金
令和元年度	千葉県特別会計流域下水道事業
令和元年度	千葉県特別会計港湾整備事業
令和元年度	千葉県特別会計土地区画整理事業
令和元年度	千葉県特別会計奨学資金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和元年度の一般会計及び特別会計の決算審査に当たっては、決算の計数は正確であるか、予算の執行が議決の本旨にのっとり適正で経済的かつ効果的に行われているか、また、財務に関する事務は関係諸法規に適合しているかなどの諸点に留意するとともに、関係諸帳票、証書類等を照合精査し、関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

各会計の決算その他関係書類については、法令に適合し、決算に関する計数は、関係諸帳票、証書類及び指定金融機関総括店の公金出納総括計算表と符合しており、いずれも正確なものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 決算の概要

a 決算総額

令和元年度の一般会計及び特別会計の歳入決算合計額は、前年度と比較して 5 億 4,232 万余円 (0.02 パーセント) 増加し、3 兆 3,897 億 4,241 万余円となった。

また、歳出決算合計額は、前年度と比較して 257 億 7,983 万余円 (0.8 パーセント) 減少し、3 兆 3,116 億 9,243 万余円となった。

歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を減じた実質収支は、一般会計で 69 億 5,072 万余円、特別会計では 19 会計の合計で 352 億 240 万余円の黒字となっている。

b 一般会計歳入総額

一般会計歳入総額は、前年度と比較して 213 億 1,100 万余円 (1.3 パーセント) 減少し、1 兆 6,783 億 3,059 万余円となった。

この主な要因は、地方交付税が 95 億 9,848 万余円、県債が 73 億 9,510 万余円、地方特例交付金が 48 億 4,164 万余円増加した一方、旧企業土地管理局の残余資金の繰入れの減などにより繰入金金が 375 億 8,068 万余円、県税が 130 億 813 万余円、地方譲与税が 18 億 1,858 万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は、前年度より 11 億 8,531 万余円減少し、令和元年度末現在は 173 億 9,882 万余円となった。

このうち、県税が前年度と比較して 12 億 5,571 万余円 (7.8 パーセント) 減少しているものの、148 億 5,617 万余円であり、その大半を占めている。

c 一般会計歳出総額

一般会計歳出総額は、前年度と比較して 430 億 5,361 万余円 (2.6 パーセント) 減少し、1 兆 6,389 億 2,941 万余円となった。

この主な要因は、民生費が 189 億 3,873 万余円、土木費が 52 億 5,785 万余円、公債費が 42 億 421 万余円、農林水産業費が 28 億 3,303 万余円増加した一方、旧企業土地管理局の残余資金に係る基金積立ての減などにより総務費が 613 億 5,540 万余円、諸支出金が 70 億 9,674 万余円、衛生費が 43 億 8,574 万余円、教育費が 12 億 2,876 万余円減少したことなどによるものである。

d 特別会計（19会計）

特別会計歳入総額は、前年度と比較して218億5,332万余円（1.3パーセント）増加し、1兆7,114億1,182万余円となった。

この主な要因は、特別会計県債管理事業が594億9,185万余円増加した一方、特別会計地方消費税清算が127億6,262万余円、特別会計国民健康保険事業が81億953万余円減少したことなどによるものである。

また、収入未済額は前年度と比較して4,325万余円（7.0パーセント）増加し、6億6,547万余円となった。

特別会計歳出総額は、前年度と比較して172億7,377万余円（1.0パーセント）増加し、1兆6,727億6,301万余円となった。

この主な要因は、特別会計県債管理事業が594億9,185万余円増加した一方、特別会計地方消費税清算が208億8,615万余円、特別会計国民健康保険事業が66億3,738万余円減少したことなどによるものである。

e その他

基金については、前年度と比較して112億4,257万余円（1.4パーセント）増加し、20の基金の総額は8,170億3,722万余円となった。

(イ) 意見

a 今後の財政運営について

令和元年度の一般会計の決算で、実質収支は16年連続の黒字となる。

財政構造の弾力性を示す経常収支比率（普通会計ベース）については、前年度の95.8パーセントから97.0パーセントになり、前年度比で1.2ポイント上昇している。

高齢化の進展などに伴い、今後も医療・介護等に要する社会保障関係経費の増加が見込まれ、公債費なども含めた義務的経費や、老朽化が進む県有施設の維持・更新費など、歳出の増加が想定される。さらに、歳入面においても新型コロナウイルス感染症拡大などに伴う影響により、県税収入の大幅な減少が懸念され、また、財政調整基金等、活用可能な基金も少なくなっていることなどから、県の財政は、大変厳しい状況であると考えられる。

こうした状況の中であっても、県民が安心して暮らすために、新型コロナウイルス感染症への対応や、地域経済の立て直しなどに的確に取り組んでいくとともに、引き続き財政の健全化に努めていくことが必要である。このため、今後も執行段階での節減や既存事業の見直しの取組を徹底するほか、歳入確保の取組も進められたい。

b 一般会計歳入について

(a) 県税については、収入未済額が148億5,617万余円と多額であり、また、不納欠損額が11億9,107万余円である。県税は自主財源の根幹であり、税収を確保することは極めて重要である。

税負担の公平性を保つためにも、主要税目である個人県民税の徴収に関する市町村支援など徴収体制の充実・強化、課税客体の的確な把握及び迅速確実な滞納整理の実施により、収入歩合の一層の向上を図り、税収の確保に努められたい。

(b) 県税以外の収入未済額についても、25 億 4,265 万余円と多額であることから、「債権管理適正化の手引」(令和 2 年 5 月改定)に基づき、法的措置を含めた債権回収の強化を図るとともに、収入未済の発生防止に努め、その縮減に向けた取組を一層推進されたい。

なお、必要な対応を図ったものの回収が見込めないものについては、適切な処理を進めていただきたい。

※収入未済の主なもの

・雑入(行政代執行費用等原因者償還金)	10 億 4,321 万 2,990 円
・土木使用料(県営住宅使用料)	4 億 1,050 万 2,562 円

(c) 県債については、建設地方債の残高が、平成 17 年度以降、減少している一方、普通交付税の振替である臨時財政対策債等は一貫して増加している。

令和元年度の一般会計の県債残高は、前年度末と比べ 0.1 パーセント減少し、3 兆 635 億円となっているが、今後も、建設地方債について、後年度負担に配慮した計画的な発行に留意されたい。

c 一般会計歳出について

(a) 歳出については、安全・安心、医療・福祉、防災など「暮らし満足度日本一」の千葉の実現に向けた施策を着実に実行していくため、引き続き事務事業の見直しを行い、最少の経費で最大の効果を挙げられるよう予算の効率的な執行に努められたい。

(b) 翌年度繰越額は、全体で 1,105 億 421 万余円と極めて多額であり、また、前年度と比較して 599 億 2,018 万余円増加している。特に土木費の繰越額については 528 億 7,099 万余円、農林水産業費については 399 億 6,647 万余円であり、これらで全体の 84.0 パーセントとなっている。

令和元年度は、台風や大雨による特殊事情があったものの、歳出予算については、本来、当該年度に執行することが原則であることから、繰越しの縮減に努められたい。

d 特別会計について

特別会計については、一般会計と同様に徹底した経費の節減、計画的な予算執行を図るとともに、貸付金・償還金等の収入未済の解消に努め、一般会計からの繰入金を縮減を図られたい。

また、翌年繰越額は、全体で 118 億 9,296 万余円と多額であるため、繰越しの縮減に努められたい。

e 契約について

契約については、透明性及び公正性の確保を図る観点から、引き続き一般競争入札を拡大するとともに、随意契約については関係法令の趣旨を十分に踏まえ適正に執行されたい。

f 財産管理について

財産管理については、「千葉県県有建物長寿命化計画」（平成 29 年 11 月策定）に基づき、県が保有する庁舎等の施設の長寿命化の取組を推進し、維持・更新費の軽減・平準化を図るとともに、財源確保等の観点から、売却可能な未利用県有地等の処分を促進されたい。

また、県有地の不法占有については、早急に解消されたい。

g 公社等外郭団体に対する監督・指導について

公社等外郭団体については、県行政改革推進本部が決定した方針に基づき改革を進めるとともに、公社等外郭団体の経営管理や適正な経理処理の徹底・浸透に留意し、会計処理について十分な監督・指導を行われたい。

h 内部統制について

支出負担行為や調定の遅延などの事案が依然として多数認められたところである。

今後とも「千葉県コンプライアンス基本指針」（平成 22 年 3 月制定）を徹底させるとともに、「千葉県内部統制基本方針」（令和 2 年 3 月策定）により、内部統制体制の整備及び運用に取り組んでいただきたい。

(ウ) 留意すべき事項（収入未済額が多額で、収入手続が適正を欠くもの。）

a 留意すべき事項（収入未済 17 件）

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
1	総務部 政策法務課	雑入（公益目的取得財産残額に相当する額の金銭の贈与）366,128,600 円の収入未済について、多額であることから、解消に努めること。
2	健康福祉部 健康福祉指導課	雑入（生活保護費弁償金及び生活保護費過年度分返還金）56,526,619 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
3	健康福祉部 児童家庭課	特別会計母子父子寡婦福祉資金の母子福祉資金元利収入（貸付金返納等）、寡婦福祉資金元利収入（貸付金返納等）及び雑入（違約金）320,065,370 円（うち、かい分 35,543,290 円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
4		雑入（児童扶養手当返還金及び求償金）18,291,870 円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
5		民生費負担金（児童措置費負担金及び児童福祉施設費負担金（児童養護施設等分））123,409,556 円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。

No.	機 関 名	留 意 す べ き 事 項
6	健康福祉部 障害者福祉推進課	雑入（自立支援医療費返還金）13,108,290円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
7	健康福祉部 障害福祉事業課	民生費負担金（児童措置費負担金（障害児施設分））26,479,670円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
8	健康福祉部 医療整備課	貸付金元利収入（保健師等修学資金貸付金返納等）63,332,466円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
9	環境生活部 廃棄物指導課	雑入（行政代執行費用等原因者償還金）1,043,212,990円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
10	商工労働部 経済政策課	雑入（補助金返還金）23,704,914円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
11	商工労働部 経営支援課	特別会計小規模企業者等設備導入資金の雑入（償還金等）24,243,860円の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
12	農林水産部 団体指導課	特別会計就農支援資金の貸付金元利収入（農業改良資金及び就農支援資金）及び雑入（違約金）84,143,059円（うち、かい分78,678,059円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
13		特別会計林業・木材産業改善資金の貸付金元利収入41,205,287円（かい分）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。
14	農林水産部 安全農業推進課	雑入（補助金返還金）16,265,000円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
15	県土整備部 河川環境課	雑入（行政代執行費用原因者負担金等）39,422,437円（かい分）の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
16	県土整備部 都市整備局住宅課	土木使用料（県営住宅使用料）410,502,562円の収入未済について、多額であることから、徴収対策に万全を期し、早期解消に努めること。
17	教育庁企画管理部 財務課	特別会計奨学資金の雑入（奨学資金貸付金返納等）159,300,975円（うち、かい分37,387,330円）の収入未済について、多額であることから、回収措置に万全を期し、早期解消に努めること。

2 公営企業管理者所管の会計

(1) 審査の対象

令和元年度公営企業会計決算の審査対象は、次のとおりである。

令和元年度 上水道事業会計

令和元年度 工業用水道事業会計

令和元年度 造成土地管理事業会計

令和元年度 病院事業会計

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和元年度の公営企業会計の決算審査に当たっては、事業の運営が地方公営企業法第3条（経営の基本原則）の趣旨に従って行われたか、それぞれの事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しているか、不適正な経理処理が行われていないかなどに主眼を置くとともに、平成22年4月に策定した「千葉県監査改革指針」を踏まえ、知事から提出された決算書及び附属書類の計数を点検し、関係諸帳票、証書類等を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取したほか、更に定期監査及び例月出納検査の結果も参考にして、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果及び意見

ア 審査の結果

審査に付された決算書及び附属書類は、全ての会計について、その計数が正確で経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められた。

また、予算の執行等については、一部に留意すべき事項が見られたほかは、おおむね適正であると認められた。

イ 審査の意見

(ア) 全事業会計共通事項

a 意見

(a) 各公営企業会計においては、地方公営企業法第3条に規定する経営の基本原則にのっとり、企業の経済性を発揮するとともに、施設の老朽化や経営状況の悪化等の事業運営上の諸課題に的確に対応し、健全な経営に努められたい。

(b) 随意契約をはじめとする入札・契約事務については、関係法令の趣旨を十分に踏まえて、引き続き適正な執行に取り組まされたい。

(c) 各公営企業会計における経営状況等を的確に把握できるよう、会計の原則にのっとり、適正な会計処理の徹底に努められたい。

(d) 支出負担行為や調定の遅延などの事案のほか、財産管理や契約の不備等も多数認められたところである。

今後とも「千葉県コンプライアンス基本指針（平成 22 年 3 月制定）」を徹底させるとともに、「事務ミス未然防止・再発防止に向けて（平成 28 年 3 月策定）」を活用して、所属におけるチェック体制の改善、見直しを図っていただきたい。

また、地方自治法の改正により、知事部局等において内部統制に関する取組が進められていることを踏まえ、各公営企業管理者においても内部統制の強化に努められたい。

(イ) 上水道事業会計

a 決算の状況

上水道事業会計における収益的収支決算額は、営業収益等の水道事業収益が 808 億 6,010 万余円で、営業費用等の水道事業費用が 702 億 6,121 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債等の資本的収入が 130 億 5,723 万余円で、建設改良費等の資本的支出が 463 億 9,877 万余円となった。

次に、損益については、収益は 750 億 6,609 万余円、費用は 669 億 7,088 万余円で、純利益が前年度に比べ 17 億 7,708 万余円減の 80 億 9,521 万余円となった。

収益は、給水収益の減少等により前年度に比べ 8 億 545 万余円減少している。

一方、費用は、営業費用の増加等により前年度に比べ 9 億 7,162 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 17 億 836 万余円減の 489 億 9,724 万余円となった。

b 意見

(a) 営業費用が引き続き増加傾向にあるとともに、長期的にも大幅な給水収益の増加が難しい中で、老朽化の進行による施設の更新費用の増加が見込まれているので、今後も収支バランスに留意し、健全経営の確保に努められたい。

(b) 「千葉県営水道事業中期経営計画（平成 28 年度～令和 2 年度）」については、概ね順調な進捗となっている。今後も老朽化が進む浄・給水場の施設及び設備並びに管路について、平成 27 年度末に策定した「千葉県営水道事業長期施設整備方針（平成 28 年度～令和 27 年度）」に基づき、適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、計画的、効率的な更新・整備を進められたい。

(c) 水道料金の未収金については、電子マネー決済等、収納方法を拡大する取組を推進するなど、引き続き滞納の未然防止を図るとともに、「水道料金徴収業務マニュアル」に基づき、一層の債権回収強化及び債権の適正な管理の徹底に取り組まされたい。

また、破産等により回収困難となった債権については、「破産更生債権等」への振替のみならず、債権放棄を含めた、より積極的な処理を進められたい。

さらに、「破産更生債権等」については、累増している状況であるので、一定の方針に基づき、着実に処理を進められたい。

(d) 資金管理について、経済情勢や金融動向を注視し、管路の更新、施設整備等将来負担の増加に備え、企業債借入れの抑制及び適正な資金運用など、更なる効果的な管理に努められたい。

(ウ) 工業用水道事業会計

a 決算の状況

工業用水道事業会計における収益的収支決算額は、給水収益等の事業収益が 136 億 6,157 万余円で、浄配水費等の事業費用が 122 億 3,221 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、他会計出資金等の資本的収入が 37 億 7,477 万余円で、企業債償還金等の資本的支出が 67 億 7,218 万余円となった。

次に、損益については、収益は 126 億 8,051 万余円、費用は 114 億 5,634 万余円で、純利益が前年度に比べ 1 億 9,990 万余円減の 12 億 2,416 万余円となった。

収益は、給水収益等が増加したものの、雑収益等が減少したことにより、前年度に比べ 7,978 万余円減少している。

一方、費用は、減価償却費等が減少したものの、浄配水費、総係費等が増加したことにより、前年度に比べ 1 億 2,012 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 28 億 7,495 万余円増の 291 億 8,141 万余円となった。

b 意見

(a) 令和元年度は、前年度と比較して、当期純利益が浄配水費の増加等により減少している。将来的にも施設の老朽化の進行に伴い、更新整備費用の増加が見込まれていることから、今後とも、経費削減や新規受水企業の拡大等により、経営の健全化に努められたい。

(b) 施設の老朽化の進行に伴う更新や耐震化の一層の強化については、平成 29 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業中期経営計画（平成 30 年度～令和 4 年度）」及び平成 27 年度末に策定した「千葉県工業用水道事業施設更新・耐震化長期計画（平成 30 年度～令和 39 年度）」に基づき、重要度、優先度を勘案しながら計画的に進められたい。

(c) 房総臨海地区工業用水道事業において、造成土地管理事業会計より令和元年度末で 257 億 4,533 万余円の借入残高があるが、平成 26 年 3 月に締結した「房総臨海地区工業用水道事業に係る貸付金に関する覚書」に基づき、計画的な返済に努められたい。

(エ) 造成土地管理事業会計

a 決算の状況

造成土地管理事業会計における収益的収支決算額は、土地分譲収益、土地貸付収益等の事業収益が 83 億 2,872 万余円で、土地分譲原価、一般管理費等の事業費用が 93 億 714 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、貸付金収入による資本的収入が 8 億 5,000 万円で、他会計への出資金等の資本的支出が 45 億 4,143 万余円となった。

次に、損益については、収益は 83 億 410 万余円、費用は 92 億 8,252 万余円で、9 億 7,842 万余円の純損失となった。

収益は、新規分譲収入の減少等により土地分譲収益が減少したこと等により、前年度に比べ 212 億 8,624 万余円減少している。

一方、費用は、土地分譲原価の減少等により、前年度に比べ 157 億 3,730 万余円減少している。

また、資金残高は、前年度に比べ 25 億 5,073 万余円増の 773 億 3,278 万余円となった。

b 意見

(a) 保有土地の処分に当たっては、需要者のニーズを踏まえ、販売のための手法等を工夫するなどにより、できるだけ早期の土地処分を図るよう積極的に取り組まれない。

(b) 貸付料の減免を行っている土地等については、減免額の縮減又は売却等に努められたい。

(c) 整備済みの公共施設については、早急に最終管理者に引き継ぎ、管理費の節減に努められたい。

(d) 千葉ニュータウン事業について、「千葉ニュータウン事業における清算後の事務分担に関する協定」等に基づき、適正な事務執行に努めるとともに、未処分地の処分を積極的に進められたい。

(オ) 病院事業会計

a 決算の状況

病院事業会計における収益的収支決算額は、医業収益などの病院事業収益が 455 億 3,280 万余円で、医業費用などの病院事業費用が 486 億 1,044 万余円となった。

一方、資本的収支決算額は、企業債などの資本的収入が 137 億 6,882 万余円で、建設改良費などの資本的支出が 49 億 8,091 万余円となった。

次に損益については、収益 454 億 6,121 万余円、費用 485 億 4,252 万余円で、純損失 30 億 8,131 万余円となり、引き続き赤字となった。

また、未処理欠損金は令和元年度末で 238 億 4,032 万余円となっている。

収益は、外来収益や負担金交付金が増加したことなどにより、前年度に比べ 8 億 3,495 万余円増加している。

一方、費用は、給与費や材料費が増加したことなどにより、前年度に比べ 20 億 2,167 万余円増加している。

また、資金残高は、前年度に比べ 11 億 5,251 万余円減の 24 億 9,383 万余円となった。

b 意見

(a) 令和元年度においては、佐原病院、循環器病センターで多額の赤字を計上したことから、6 年連続で純損失を計上し、赤字額がさらに増加した。その結果、資金残高も 24 億 9,383 万余円までに減少し、大変厳しい状況である。

さらに、今後も、がんセンター新棟の供用開始や（仮称）総合救急災害医療センターの建築等に伴い、多額の経費を要することが見込まれる。こうした状況を十分認識した上で、

確実に経営改善が図れるよう実効性のある対策を講じられたい。

- (b) 医業未収金については、滞納の未然防止を図るとともに、法的措置を含めた債権回収の強化、回収業務委託の検討など、債権管理の適正化に努められたい。さらに、「破綻更生債権等」については、累増している状況であるので、処理方針を速やかに決定されたい。
- (c) がんセンターにおける過年度分診療報酬の返還については、引き続き、適正かつ速やかな返還に努められたい。
- (d) 医師の減少もあり、多くの病院で入院患者、外来患者が減少したことから、医師の確保について、早急かつ着実に進められたい。
- (e) 医療安全については、適正な管理体制を整備するとともに、引き続き情報を公表することにより、医療の透明性と県民の医療に対する信頼の向上に努められたい。

c 留意すべき事項（累積欠損1件）

No.	会 計 名	留 意 す べ き 事 項
1	病院事業会計	令和元年度決算において、当年度純損失 30 億 8,131 万余円を計上し、依然として未処理欠損金が 238 億 4,032 万余円と多額であり、昨年度よりもさらに経営状況が厳しくなっていることから、より一層の経営の健全化に取り組み、未処理欠損金の解消に努めること。

VI 基金運用状況審査

1 審査の実施状況

(1) 審査の対象

令和元年度基金の運用状況の審査対象は、次のとおりである。

令和元年度 千葉県土地開発基金

令和元年度 千葉県美術品等取得基金

(2) 審査の着眼点及び実施内容

令和元年度土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況の審査に当たっては、基金の運用が設置の趣旨に沿って適正で、かつ、効率的に行われているか、また、計数は正確であるか等の諸点に留意し、併せて関係諸帳簿、証書類等を照合精査するとともに関係者の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 基金の運用状況

ア 土地開発基金

令和元年度末の基金現在高は、1,800,000,000円で、その内訳は、貸付金1,400,000,000円、現金400,000,000円である。

イ 美術品等取得基金

令和元年度末の基金現在高は、2,000,000,000円で、その内訳は、現金686,260,000円、物品1,313,740,000円である。

2 審査の結果及び意見

(1) 審査の結果

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用状況調書は、関係諸帳簿、証書類及び金融機関証明書と符合しており、計数は正確なものと認められた。

(2) 審査の意見

土地開発基金及び美術品等取得基金の運用については、適正であると認められた。

VII 健全化判断比率等審査

1 健全化判断比率審査

(1) 審査の対象

令和元年度の千葉県一般会計、特別会計及び公営企業会計の決算に基づく、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率（以下「健全化判断比率」という。）とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

健全化判断比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし健全化判断比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が健全化判断比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと健全化判断比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記健全化判断比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

健全化判断比率	令和元年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	— %	3.75 %	5.00 %
連結実質赤字比率	— %	8.75 %	15.00 %
実質公債費比率	8.9 %	25.0 %	35.0 %
将来負担比率	140.1 %	400.0 %	

健全化判断比率はいずれも早期健全化基準を下回っている。

実質公債費比率（3か年平均を比率として用いる）については8.9%であり、前年度（9.3%）と比べ0.4ポイント改善している。

将来負担比率については140.1%であり、前年度（142.1%）と比べ2.0ポイント改善している。

今後とも健全な財政運営に努められたい。

2 資金不足比率審査

(1) 審査の対象

令和元年度の千葉県各公営企業会計の決算に基づく資金不足比率とこれらの算定の基礎となる事項を記載した書類を対象に審査を実施した。

(2) 審査の着眼点と実施内容

資金不足比率審査に当たっては、

ア 法令等に照らし資金不足比率の算出過程に誤りはないか。

イ 法令等に基づき適切な算定要素が資金不足比率の算定に用いられているか。

ウ 公正な判断のもと資金不足比率の算定の基礎となった書類等が適正に作成されているか。

などを主眼に、知事から提出された算定の基礎となる事項を記載した書類について、決算書等関係資料を照合精査するとともに関係当局の説明を聴取し、慎重に審査を実施した。

(3) 審査の結果

審査に付された下記資金不足比率については適正に算定されており、また、その算定の基礎となる事項を記載した書類は適正に作成されているものと認められた。

会 計 名	令和元年度	経営健全化基準
千葉県特別会計 流域下水道事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 港湾整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業団地整備事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 土地区画整理事業	— %	20.0 %
千葉県特別会計 上水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 工業用水道事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 造成土地管理事業会計	— %	20.0 %
千葉県特別会計 病院事業会計	— %	20.0 %

VIII 住民監査請求

1 住民監査請求の概要

「住民監査請求」は地方自治法第 242 条に規定されており、その目的は、普通地方公共団体の長等の違法若しくは不当な財務会計上の行為又は怠る事実について、住民から監査委員に対し、監査を請求する権利を認めることにより、当該普通地方公共団体の財務行政の適正な運営を確保することにある。

また、住民は、監査委員の監査に代えて個別外部監査契約に基づく監査によることを求めることもできる。

2 監査の結果

令和元年度は 6 件の請求があり、地方自治法に定められた要件を備えていない請求であった 4 件を除き、2 件について監査を実施した。

件名	結果の概要	備考
企業局が行った土地の入札分譲に対する措置を求める請求	棄却	令和元年 6 月 27 日受付 令和元年 9 月 6 日公表
企業局が締結した土地の譲渡契約について措置を求める請求	棄却	令和元年 11 月 5 日受付 令和 2 年 1 月 17 日公表

IX 外部監査

1 外部監査の概要

外部監査は、平成 11 年度から導入された制度で、知事が公認会計士や弁護士などの外部の専門知識を有する者と契約を結び、契約に基づき専門的な視点から行われる監査で、包括外部監査と個別外部監査があり、令和元年度は、2 に記載の者と包括外部監査契約が締結され、包括外部監査人が選定したテーマについて、監査が行われた。

なお、個別外部監査は行われなかった。

2 包括外部監査人

公認会計士 岡村 俊克

3 包括外部監査のテーマ・監査対象

(1) 監査テーマ

「県立病院に関する財務事務の管理及び執行について」

(2) 監査対象

病院局 経営管理課
がんセンター
救急医療センター
精神科医療センター
こども病院
循環器病センター
佐原病院

4 包括外部監査の結果の公表

包括外部監査の結果は、千葉県報（令和 2 年 3 月 27 日第 13516 号）に掲載し公表した。
また、千葉県監査委員事務局ホームページに掲載した。

（アドレス：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>）

【資料】

1 監査委員

区分	氏名	就任年月日	退任年月日	備考
識見委員	中島 輝夫	平成 30 年 4 月 1 日	—	常勤 代表監査委員
	藤代 政夫	平成 24 年 4 月 1 日	令和 2 年 3 月 31 日	非常勤
	川口 明浩	令和 2 年 4 月 1 日	—	非常勤
議選委員	信田 光保	令和元年 5 月 15 日	令和 2 年 7 月 3 日	非常勤
	佐野 彰	令和元年 5 月 15 日	令和 2 年 7 月 3 日	非常勤
	林 幹人	令和 2 年 7 月 4 日	—	非常勤
	山本 義一	令和 2 年 7 月 4 日	—	非常勤

2 令和元年度監査計画

(令和元年7月18日決定)

(令和2年4月21日一部改正)

1 はじめに

本県では、県税や地方交付税などの歳入の大幅な伸びが期待できない中、少子高齢化の進展などの社会構造の変化に伴う社会保障費や、老朽化が進む県有施設の維持・更新費の増加が今後も見込まれます。こうした中、県には、様々な行政課題に取り組みながらも、将来にわたって行財政運営の健全性を確保しつつ、良質で安定的な県民サービスを提供することが強く求められています。

また、県は、平成22年3月に制定した「千葉県コンプライアンス基本指針」に基づき、毎年度推進計画を策定し、さらに、平成31年4月には千葉県職員倫理条例を施行するなど、様々な取組を実施していますが、適正な経理処理の徹底や内部統制の確保は、今後も非常に重要な課題です。

こうした状況のもと、県政についてより公正で効率的・効果的な監査を行い、健全な行財政運営の実現に資することが、公正不偏の執行機関たる監査委員の責務であり、県民の期待に応えるものと確信して、千葉県監査委員職務執行規程第6条の規定により、令和元年度監査計画を次のとおり定めます。

なお、地方自治法改正により内部統制体制の整備や監査制度の見直しなどに関する規定が令和2年4月1日から施行されることから、今年度中に新たに監査基準を策定し、同年4月1日以降の監査はこれに基づき実施します。

2 基本方針及び重点監査事項

(1) 基本方針

今後の厳しい財政状況を勘案し、県の行財政運営が公正性、透明性を確保し、最少の経費で最大の効果を挙げているかなど、より一層、県民の立場・視点に立った監査を3に定める実施方針に基づき行う。

監査の実施に当たっては、合規性、正確性はもとより、経済性、効率性及び有効性の観点から積極的かつ経年的に検証するとともに、外部監査や行政監査の結果にも留意する。

また、監査結果等の情報を県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表し、県民から信頼される監査の実現を目指す。

(2) 重点監査事項

ア 適正な財務事務の執行について

(ア) 普通会計

①収入未済について

行政代執行負担金や各種貸付けに係る償還金などの収入未済については、適正な債権管理

が講じられているか、また、県税の収入未済については、効果的な縮減対策が行われているかを確認する。

②契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

③公共事業の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

④財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

(イ) 公営企業会計

①収入未済について

水道料金や診療報酬（患者負担分）などの収入未済については、適正な債権管理が講じられているかを確認する。また、破産更生債権等についても同様に確認する。

②契約事務について

委託事業等の契約及びその履行確認が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

③工事の執行について

契約、設計、積算、施工、履行確認等、予算が適正かつ効率的に執行されているか、繰越しの縮減に努めているかを確認する。

④財産について

財産の取得、管理（利用状況等も含む。）及び処分が法令等に基づき適正に行われているかを確認する。

イ 内部統制について

不適正経理問題の教訓や職員倫理条例の施行、多発する事務ミス状況を踏まえ、以下の取組などにより経理処理を含めた適正な事務執行の確保が図られているかを確認する。

- ・職員のコンプライアンス意識の徹底
- ・職員の事務処理能力の向上
- ・組織における複数での確認や事務進捗管理などの徹底
- ・「業務リスク点検」の実施

3 実施方針及び実施方法等

(1) 定期監査

ア 対象期間は原則令和元年度とし、県における事務や事業の執行全般を対象として、合規性、正確性、経済性、効率性及び有効性の観点から監査を実施する。

イ 監査を効果的に実施するため、普通会計・公営企業会計ともに、重点監査事項及び各監査対象機関における課題に重点を置いて実施する。

ウ 監査対象機関は、平成31年4月1日現在の484機関とし、実地監査又は書面監査の区分は、表1のとおりとする。

エ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(2) 随時監査

県の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理について、監査委員が必要と認めるときは監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(3) 行政監査

県の事務事業の執行について、監査委員が必要と認めるものを対象に監査を実施する。実施方法等については、その都度監査委員が協議して定める。

(4) 財政的援助団体等監査

ア 対象期間は原則平成30年度とし、財政的援助団体等の出納その他の事務で財政的援助等に係るものの執行が適切かつ効率的に行われているか、その財政的援助等による所期の目的が達成されているか、財政的援助団体等に対する所管部局の指導監督が適切に行われているかを主眼として実施する。

出資法人については、資金管理及び運用並びに公の施設の管理受託の状況についても確認する。

イ 監査対象団体は、次のとおりとする。

- ①県の出資比率が25%以上の出資法人
- ②県の補助金が3億円以上の私立高等学校
- ③県の補助金が5千万円以上の団体（市町村及び出資法人を除く。）
- ④県の委託料が5千万円以上の指定管理者（市町村及び出資法人を除く。）

なお、監査対象団体数及び監査方法は、表2のとおりとする。

ウ 監査の実施に際し、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

(5) 例月出納検査

ア 各会計の毎月の現金の出納について、計数が正確なものとなっているか、現金及び預金の出納業務が適正に行われているかを主眼として検査を実施する。

イ 検査対象は、会計管理者所管の一般会計、19特別会計及び21基金並びに公営企業管理者所管の4特別会計、1基金及び企業局共通管理勘定とする。

ウ 検査は毎月実施するものとし、事前に事務局職員による職員調査を実施する。

エ 検査は、監査委員全員による実地検査を年1回（12月）及び書面検査を年3回（6月、9月、3月）実施し、他の月は常勤の監査委員による書面検査とする。

(6) 決算審査

ア 普通会計

令和元年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、予算が合理的かつ効率的に執行されているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

イ 公営企業会計

令和元年度決算について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、経営成績及び財務状況を適正に表示しているか、経営活動が経済性、公共性を発揮しているか、会計全般の決算状況等について審査を実施する。

ウ 対象会計は、例月出納検査と同様とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

エ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(7) 基金運用状況審査

ア 令和元年度における基金の運用状況について、決算書その他の関係諸表により計数を確認するとともに、基金の運用が設置目的に沿って適正に行われているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象基金は、土地開発基金及び美術品等取得基金とし、本庁の定期監査と同時期に併せて実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(8) 健全化判断比率等審査

ア 令和元年度決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率が適正に算定されているかを主眼として審査を実施する。

イ 対象会計は、決算審査と同様とし、決算審査と同時期に実施する。

ウ 審査は実地により行い、事前に事務局職員による職員調査を行う。

(9) その他の監査等

住民からの請求、議会・長からの要求に基づく監査等については、その都度、実施方法を定めて実施する。

4 監査結果のフォローアップ

(1) 監査結果に基づく改善措置が適切になされているかを把握、確認するとともに、講じた措置については速やかな報告を求める。

(2) 監査結果やそれに基づき講じられた措置の内容について、全執行機関等における情報の共有化を図る。

5 監査等の実施時期及び報告・公表時期

監査等の種別		実施時期	報告・公表時期
定期監査	本 庁	普通会計	令和2年8月
		公営企業会計	令和2年7月
	出先機関	令和元年9月～令和2年7月	令和元年12月、 令和2年2月・6月・9月
財政的援助団体等監査		令和元年9月～令和2年3月	令和元年12月、 令和2年2月・6月
決算審査	普通会計	令和2年8月	令和2年9月
	公営企業会計	令和2年7月	
基金運用状況審査		令和2年8月	令和2年9月
健全化判断比率等審査		令和2年8月	令和2年9月
例月出納検査		毎月25日とし、当該日以外に 実施する必要がある場合は、 月間の監査等計画で定める日	令和元年12月、 令和2年2月・6月・9月

6 監査結果等の報告・公表

監査等の結果については、上記5に記載する報告・公表時期に知事等へ提出するとともに、県報登載により公表する。併せて、監査委員事務局のホームページ等を活用して、県民に積極的に、かつ、分かりやすく公表を行う。

また、講じた措置についても同様に公表を行う。

7 外部監査への対応

外部監査人の監査の実施に支障を来さないよう配慮するとともに、外部監査人の求めに応じ協力する。また、監査結果並びに講じた措置の公表及び情報提供を行う。

8 監査日程等

監査の具体的な日程、担当する委員等については、月間の監査等計画で定める。

表1 定期監査の対象機関数及び監査方法

区 分		監査対象 機 関 数	監 査 方 法		
			実地監査	書面監査	計
普 通 会 計	本 庁	108	108	—	108
	出先機関	340	118	222	340
	計	448	226	222	448
公 営 企 業 会 計	本 庁	13	13	—	13
	出先機関	23	15	8	23
	計	36	28	8	36
合 計	本 庁	121	121	—	121
	出先機関	363	133	230	363
	計	484	254	230	484

(注1) 本庁各課（局・室）の監査は、監査委員全員により実施する。

(注2) 出先機関の実地監査は、原則監査委員2名により実施する。

(注3) 書面監査は、監査委員全員により実施する。

表2 財政的援助団体等監査の監査対象団体数及び監査方法

区 分	監査対象 団 体 数	監 査 方 法		
		実地監査	書面監査	計
出 資 法 人	32	19	13	32
私立高等学校	33	6	6	12
その他の援助 (補助) 団体	16	2	0	2
指 定 管 理 者	13	3	0	3
計	94	30	19	49

(注) 実地監査は原則委員2名により実施し、書面監査は監査委員全員により実施する。

千葉県の監査－令和元年度版－

令和2年12月発行

千葉県監査委員事務局

所在地：千葉市中央区市場町1－1 千葉県庁南庁舎6階

電 話：043-223-3727 F A X：043-222-5233

ホームページ：<http://www.pref.chiba.lg.jp/kansa/index.html>